

セーフティネット保証5号認定申請 よくある質問と回答

◇ はじめに

- 回答は作成日時点のものです。
- 国の運用方法の変更などにより、回答が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 認定権者（市区町村）により必要書類や運用方法は異なりますので、名古屋市以外で認定申請する場合は、それぞれの市区町村にお問合せください。
- 認定に関する基本的な事項は、各号の「認定のご案内」や提出書類の記載例などにも記載していますので、事前に確認をお願いします。
- 回答の内容や5号以外の認定などに関するお問合せは、名古屋市経済局産業労働部中小企業振興課（中小企業振興センター）までお願いします。  
電話：052-735-2100 8時45分～17時30分（土日祝、年末年始除く）

- ★ 令和6年8月1日より、「5号認定」に限り、電子申請が可能です。  
なお、電子申請を利用するためには「GビズID」を取得する必要があります。  
詳しい手続きなどは中小企業庁ホームページをご確認ください。

< 中小企業者認定・融資電子申請システム（SNポータル） >

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/2023/230401sn-portal.html>



申請受付や認定書に関すること

Q 受付時間は何時から何時までですか？

開庁日の9時～11時、13時～16時です。土日祝日や年末年始（12月29日～1月3日）は受付していません。

電子申請は、窓口の開庁日に関わらず24時間申請が可能です。ただし、申請が届いたことを確認する受付処理は、原則、申請の翌開庁日となります。

Q 窓口申請による認定はどこで実施していますか？

吹上ホールと同じ敷地内にある名古屋市中小企業振興会館6階「中小企業振興センター」（千種区吹上2-6-3）で行っています。

名古屋市役所本庁（中区三の丸3-1-1）では受付していませんのでご注意ください。

Q 窓口申請に予約は必要ですか？

不要です。受付時間内に直接ご来庁ください。なお、予約はできません。

混み合っている場合は待ち時間が長くなる場合がありますので、ご了承ください。

Q 駐車場はありますか？

有料駐車場はありますが、料金のサービスはありません。

なお、吹上ホールのイベント開催時は駐車場が混み合う場合があります。

Q 窓口申請の受付にはどのくらい時間がかかりますか？

事前に提出書類が記入済みで不備がない場合でも、ヒアリングや資料などによる業種の確認が必要ですので、30分以上かかることが多くなっています。判断が難しい業種や複数の業種を営んでいる場合は、1時間以上かかることもありますのであらかじめご了承ください。

Q 窓口申請には法人の代表者や個人事業主本人の来庁が必要ですか？

代表権のない取締役や従業員、専従者でも構いません。

ただし、訂正署名ができるのは代表者または個人事業主本人のみです。代表権のない役員や従業員、専従者は訂正署名できませんので、誤りがある場合、その場で提出書類を書き直していただくこととなります。

Q 認定書はいつ受け取れますか？

不備なく受理できた場合、原則、翌開庁日の13時以降にお渡しできますので、申請時に引換証としてお渡しする受取書を受付までお持ちください。

電子申請は、受付処理後に不備なく受理できた場合、3開庁日程度を目安にSNポータルから電子データで交付されます。

Q 提出書類以外に必要なものはありますか？

窓口申請では、来庁者様が、申請者様である法人の役職員または個人事業主の専従者であることがわかる書類<例1>と、顔写真付きの本人確認書類<例2>が必要です。

なお、来庁者様が法人の役員または個人事業主本人の場合、提出書類の履歴事項全部証明書や確定申告書で確認ができる場合は、本人確認書類のみで構いません。

<例1>名刺、職員証、健康保険証、確定申告書など

<例2>運転免許証、マイナンバーカード、旅券（パスポート）など

Q 提出書類などのコピーを取りたい場合はどうすればよいですか？

認定受付場所と同じフロアに有料のコピー機がありますので、ご利用ください。

Q 有効期間内の認定書を取得しているが再申請してもよいですか？

申請方法に関わらず、原則、認定書の有効期間内（発行日から30日間）は再申請できません。同時に複数の融資の申込に利用する場合でも、一方は原本、他方はコピーで申込ができます。

電子申請は、認定書が電子データで交付されるため、必要に応じてプリントアウトして利用してください。

Q 電子申請で交付された認定書には公印（市長印）がないが、このまま保証申込に使用しても問題はないですか？

問題ありません。電子申請は、SNポータルで電子データの認定書が交付されますので、公印（市長印）を押すことができませんが、保証協会への申込などには、必要に応じてプリントアウトした認定書を提出してください。

## 提出書類に関すること

Q 減少率の計算で生じた小数点以下の数字はそのまま記入すればよいですか？

小数点以下を切り捨てて記入してください。

電子申請は、SNポータルでは切り捨て処理などができないため、小数点以下の切り捨ては不要です。

Q 誤って記入した場合はどのように訂正すればよいですか？

該当箇所を一本線で消した上部（余白がない場合は近くの余白）に正しい内容を記入し、すぐ近くに事業者様（法人の場合は代表者様）または受任者様（金融機関担当者様）の氏名を自署してください。訂正箇所が多くなる場合はできる限り再作成をお願いします。

なお、印鑑（実印）による訂正はできません。

<例>

名古屋太郎 1, 500, 000

~~1, 000, 000~~ 円

Q 誤って印鑑を押印してしまった場合、訂正が必要ですか？

訂正は不要ですが、そのまま印鑑を残した場合でも訂正は署名でしかできません。

Q 提出書類は鉛筆で記入してもよいですか？

手書きの場合は黒のボールペンや万年筆などで記入し、鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。

Q 「直近1か月の売上高」とは具体的にいつを指しますか？

原則、「申請月の前月」を指しますが、前月の売上高が確定しない事情がある場合は「申請月の3か月前」まで遡っても構いません。

ただし、「申請月の前月」の売上高が判明しているにも関わらず、任意に「申請月の3か月前」の売上高を選択することはできません。

なお、「申請月」とは本市が不備のない申請を受付した日が属する月を指します。

電子申請では、原則、申請の翌開庁日に受付処理を行います。

Q 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合は、令和6年7月1日から国の運用変更に伴い、影響を受ける直前同期と比較してもよいですか？

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者様は、影響を受ける直前同期との比較が可能になりました。最近3か月間の売上高と影響を受ける前年等同期で比較してください。

なお、影響が発生し始めた時期（年月）は、平成31年度（令和元年度）以降で、事業者様の実情に合わせて判断してください。

Q 月別売上高表の月ごとの売上高は、比較対象とならない月の売上高もすべて記入する必要がありますか？

「直近1か月」の属する年の「前年1月から直近1か月」までの月ごとの売上高は必ず記入してください。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける直前同期と比較する場合は、その比較対象月を含む年の1月から12月まで、月ごとの売上高も必ず記入してください。

なお、売上高が0円の月は空欄にせず「0」を記入してください。

Q 月別売上高表に記載した売上高の根拠となる試算表や売上元帳などのコピーも提出する必要がありますか？

不要です。月別売上高表の【売上高の確認書類】のチェック欄にし点を記入してください。

なお、確認書類が複数ある場合は該当するものすべてにチェックをお願いします。

## 5号認定の指定業種に関すること

### Q 指定業種はどこでわかりますか？

以下の中小企業庁のウェブサイトを確認してください。

なお、指定業種は四半期ごとに指定されます。

＜中小企業庁（セーフティネット保証5号）＞

[https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu\\_net\\_5gou.html](https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.html)



### Q 業種はどのように分類しますか？

複数の事業内容をおこなっている場合はすべて分けていただき、日本標準産業分類で業種を分類してください。

以下の総務省のウェブサイトを確認してください。

＜日本標準産業分類（平成 25 年[2013 年]10 月改定）＞

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10?revision=03>



### Q 電話で業種を特定してもらえますか？

事業内容などから想定できる場合もありますが、窓口でヒアリングや確認資料をもとに業種を判断する必要があることから、電話で特定はできません。

なお、業種に関する金融機関担当者様からのお問合せが大変多くなっています。多岐にわたる事業内容から、電話で業種を確認するまでには時間がかかることから、まずは日本標準産業分類で調べていただくようお願いいたします。

＜日本標準産業分類（平成 25 年[2013 年]10 月改定）＞

<https://www.e-stat.go.jp/classifications/terms/10?revision=03>



## 法人の申請に関すること

Q 履歴事項全部証明書の本店所在地は名古屋市外ですが、名古屋市で申請できますか？

原則、本店登記のある市区町村へ申請してください。

ただし、事業実態のある事業所が名古屋市内にある場合は名古屋市への申請も可能です。この場合、名古屋市内の支店登記があれば別途確認資料は不要ですが、ない場合は事業実態のある事業所が名古屋市内にあることを確認できる書類が2種類以上必要です。

<例>許認可証、賃貸借契約書、公共料金の領収書（携帯電話は不適當）、HP、請求書の写しなど

Q 法人名の会社種別は(株)などの略称で記入してもよいですか？

法人名は必ず正式名称で記入してください。

Q 履歴事項全部証明書の本店所在地にはマンション名がないが、提出書類に記入した場合は訂正が必要ですか？

訂正は不要ですが、保証協会や金融機関での取扱いの可否は判断できません。

なお、履歴事項全部証明書の本店所在地にマンション名があるが、提出書類に記入がない場合は補記が必要です。

Q 履歴事項全部証明書には「代表取締役」「取締役」とあるが、提出書類に代表者の役職名を「代表取締役社長」「取締役会長」などと記入した場合、訂正が必要ですか？

訂正は不要ですが、保証協会や金融機関での取扱いの可否は判断できません。

なお、履歴事項全部証明書に「取締役」とあるが、提出書類に「代表取締役」と記入した場合は訂正が必要です。

電子申請は、SNポータル上肩書が表示されませんので、そのまま構いません。

Q 履歴事項全部証明書ではなく現在事項全部証明書の添付でも申請できますか？

できません。3か月以内（応答日の前日まで）に法務局で取得した履歴事項全部証明書またはそのコピーを添付してください。

Q 履歴事項全部証明書はインターネット登記情報取得システムから印刷したものでも申請できますか？

できません。法務局で取得した原本またはコピーを添付してください。

Q 本店所在地の移転などの変更登記申請中で履歴事項全部証明書が取得できない場合、  
どうすれば申請できますか？

履歴事項全部証明書の代わりに、本店所在地の変更登記に関する法務局への登記申請書類  
などのコピー（オンライン申請の場合は印刷したものなど）を添付してください。

Q 個人事業主から法人成りして間もないが、申請はできますか？

個人事業主時代の売上高との比較が可能です。申請する場合は、法人成りの疎明資料とし  
て法人の履歴事項全部証明書、個人事業主時代の最後の確定申告書と廃業届が必要です。

なお、異なる業種で法人成り（法人設立）し、業歴が3か月以上1年3か月未満の場合、  
原則、「創業者緩和用」での申請となります。



## 個人事業主の申請に関すること

Q 自宅が名古屋市内で主たる事業所は名古屋市外にある場合、名古屋市へ申請できますか？

主たる事業所が名古屋市外にある場合、本市では認定できません。主たる事業所がある市区町村へ申請してください。

Q 確定申告書の事業所の所在地や自宅住所が、未記載または移転などで申請時と異なる場合、どうすればよいですか？

確定申告書で主たる事業所の所在地が確認できない場合、主たる事業所が名古屋市内にあることを確認できる書類<例>が1種類以上必要です。

自宅住所が異なる場合は、運転免許証（裏面含む）、健康保険証、住民票など現在の住所がわかる書類のコピーが必要です。

<例>開業届、許認可証、賃貸借契約書、公共料金の領収書（携帯電話は不適當）、HP、請求書などのコピー

Q 自宅住所と主たる事業所の所在地が異なる場合、どのように記入すればよいですか？

すべての提出書類に、自宅住所と主たる事業所の所在地の両方を併記してください。自宅と主たる事業所の所在地が同一の場合はひとつで構いません。

電子申請では、自宅住所と主たる事業所の所在地が異なる場合は、申請画面の「その他」の欄に、主たる事業所の住所を入力してください。

Q 不動産所得は月別売上高表に含める必要がありますか？

含めてください。

Q 雑収入や家事消費は月別売上高に含める必要がありますか？

原則、含めてください。

ただし、本来の事業活動とは関係がないと思われる雑収入（補助金など）は含めなくても差し支えありません。

## 金融機関担当者による代理申請に関すること

Q 金融機関担当者も事業者から委任を受けて窓口で申請できますか？

可能です。

電子申請は、SNポータルに参加する金融機関が認める場合にのみ代理申請が可能ですので、まずはお取引のある金融機関担当者様へお問合せください。

Q 提出書類以外に必要なものはありますか？

窓口申請では、金融機関担当者様が所属する金融機関の職員であることを確認できる書類が必要です。

<例> 顔写真付きの職員証、運転免許証＋名刺

Q 1回の受付で複数の事業者分を申請することはできますか？

窓口申請では、事業者様が申請する場合と同じく、原則、1回の受付につき1事業者様分の申請が可能です。1度の来庁で複数の事業者様分の申請を希望する場合は、申請後、改めて受付をお願いします。

Q 金融機関による代理申請用の委任状の様式はどこで取得すればよいですか？

名古屋市信用保証協会の金融機関専用ページ内「保証制度要綱・様式 名古屋市中小企業融資制度保証」の項目から取得してください。金融機関専用ページへのアクセス方法は、所属金融機関本部の保証協会担当者様などへお問合せください。

電子申請は、SNポータルで委任ができますので、委任状の添付は不要です。

Q 委任状は任意様式や他の市区町村が定めた様式を使用してもよいですか？

必ず名古屋市の指定様式を使用してください。

Q 委任状の日付（委任日）は何日でもよいですか？

代理申請は最初に委任行為が必要となるため、提出書類の日付と同日またはそれより前の日付で記入してください。

Q 委任状はコピーでもよいですか？

原本を提出してください。

なお、申請ごとにひとつの委任状が必要です。

Q 委任状の本人氏名自署欄の枠内は誰が記入すればよいですか？

事業者様本人（法人の場合は代表者様）の自署が必要です。法人の場合で代表者様が複数いる場合は、どの代表者様の自署でも構いません。

なお、委任状の訂正は事業者（委任者）様しかできません。

Q 月別売上高表の金融機関確認欄の2名の内、1名は受任者（金融機関担当者）の確認が必要ですか？

直接委任を受けた金融機関担当者様による氏名（確認）がなくても構いません。確認欄の氏名は自署でなくても構いませんが、フルネームを記入してください。